

政 委 第 7 号
平成 25 年 1 月 21 日

経済産業省独立行政法人評価委員会

委員長 室 伏 き み 子 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素 之

平成 23 年度における経済産業省所管独立行政法人の業務
の実績に関する評価の結果等についての意見について

当委員会は、平成 24 年 8 月 20 日付けをもって貴委員会から通知のあった「経済産業省所管独立行政法人の平成 23 年度及び中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙 1 のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の内部統制の充実・強化を行う上で参考となる取組等について別紙 2 から別紙 4 のとおり、独立行政法人等の評価及び業務運営等について参考となる事例について別紙 5 のとおり、独立行政法人等の自然災害等に関するリスクへの対応状況について別紙 6 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 24 年 5 月 21 日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 23 年度業務実績評価の具体的取組について」に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

また、その中において、各独立行政法人評価委員会等の意欲的な取組を積極的に紹介するなどの取組も行いました。

独立行政法人等の適正な運営及び質の高い行政サービスを確保するためには、問題点等を明らかにして改善を促すとともに、法人の積極的な取組を更に促進する質の高い評価が不可欠です。そのためには、

評価の在り方について不断の改善を図っていくことが求められます。貴委員会におかれては、独立行政法人等に対する国民の厳しい視線を意識しながら評価に取り組んでいることと存じますが、今般の当委員会の意見を踏まえ、一層の評価の質の向上に向けた取組が行われることを期待しています。

平成23年度における経済産業省所管独立行政法人の業務の実績
に関する評価の結果等についての意見

平成23年度における経済産業省所管10法人（経済産業研究所、工業所有権情報・研修館、日本貿易保険、産業技術総合研究所、製品評価技術基盤機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本貿易振興機構、情報処理推進機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、中小企業基盤整備機構）の業務の実績に関する貴委員会の評価の結果等についての意見は以下のとおりである。

【各府省所管法人共通】

（内部統制の充実・強化）

平成23年度業務実績評価については、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」（平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会決定）において、内部統制の充実・強化に向けた法人の長の取組に留意するとともに、内部統制の充実・強化を含む法人の業務をモニタリングする監事の役割に着目して、各府省独立行政法人評価委員会（日本司法支援センター評価委員会を含む。以下「府省評価委員会等」という。）と監事との連携について、監事監査結果を踏まえた評価を行っているかについて特に留意することとしたところである。

今回、内部統制に関する法人の長の取組については、全ての法人において評価がなされていた。

また、監事監査結果を踏まえた評価については、府省評価委員会等に対する監事監査結果の報告状況等に着目して、その実態を整理した。その結果、下表のとおり多くの府省評価委員会等の場に監事の出席を求め、法人の長の内部統制の取組について聴取したり、監査内容等についての報告や監事監査報告の提供を受け評価に活用している状況であった。また、府省評価委員会等の場で、監事から統制環境等の状況についての報告を受けたり、法人の長のマネジメントの状況や改善すべき事項等が記載された監査報告書の提供を受け、これらを積極的に評価に活用している事例もみられたことから、監事の出席を求めている府省評価委員会等においては、今後の評価に当たり監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。

なお、内部統制の充実・強化に向けた法人及び府省評価委員会等の取組並びに監事と府省評価委員会等との連携について、参考となる具体例を別紙2から別紙4のとおり整理したので参考にされたい。

表 監事監査結果の活用状況等

区分	①委員会等に監事の出席を求め意見聴取し、かつ、監事監査報告書の提供を受けて評価	②委員会等に監事の出席を求め意見聴取 (①を除く)	③監事監査報告書の提供を受けて評価 (①を除く)	④その他監事監査結果を評価書、業務実績報告等に記載
全109法人	35法人	17法人	34法人	23法人

(注) 平成23年度の評価対象法人数は106であるがこのうち主務省が複数ある3法人についてはダブルカウントしているため109となっている。

(保有資産の見直し)

法人の保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、会計検査院から利用実態や保有の必要性について指摘を受けるなど、現在でも保有の必要性等が疑われる事例が見られる。

このため、今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある。

(評価指標の妥当性)

平成23年度の独立行政法人の業務実績に係る府省評価委員会等の評価の結果をみると、法人の中期目標及び中期計画の内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない又は反映されていても妥当性に欠けるものとなっており、適切な評価となっていない例がみられた。このため、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。

上記の事項に加え、個別に指摘すべき意見のある法人及びその内容は、以下のとおりである。

【新エネルギー・産業技術総合開発機構】

- ・ 本法人の平成23年度末の運営費交付金債務残高は、東日本大震災や外国事情という

特殊な要因はあるものの、約535億円であり23年度の運営費交付金に対する割合は38.6%となっている。しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「交付金債務残比率は38.6%と極めて高い水準のままである。最終年度までの動向を見守りたい」とのコメントの記載にとどまっている。

今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で厳格な評価を行うとともに、予算管理及び業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。

【情報処理推進機構】

- ・ 本法人の平成23年度末の運営費交付金債務残高は約18億円であり、23年度に交付された運営費交付金に対する割合は45%にまで達しているが、貴委員会の評価結果をみると、要約した財務諸表が掲載され、その中で「運営費交付金債務は1,796百万円であるが、うち743百万円は契約済の繰越であり、残り1,053百万円も執行計画がすでに組まれている」との記載にとどまっている。

今後の評価に当たっては、事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行うとともに、運営費交付金執行計画の厳格化と業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。

- ・ 貴委員会の評価結果をみると、以下のとおりとなっている。
 - ① 「ITの安全性向上に向けた情報セキュリティ対策の強化」については、「標的型攻撃への対応策を進めたことを高く評価」、「他の機関に先駆けて公開したことを高く評価」などとしているが、評価の根拠となる実績の説明が定性的である。
 - ② 「情報システムの信頼性向上に向けたソフトウェア・エンジニアリングの推進」については、自国産業の国際競争力向上の観点から業務が実施されているが、本法人の業務の実施により、我が国の国際競争力がどの程度向上しているかについての評価が行われていない。
 - ③ 「IT人材育成の戦略的推進」については、本法人の業務の実施により、我が国IT産業の人材輩出にどれだけ寄与しているのかという観点からの評価が行われていない。

これらは、本法人の現行中期目標・中期計画における指標や目標が定性的であるた

め、結果として、本法人の業務実績の効果を明示することが困難なことに起因している。

今後の評価に当たっては、可能な限り分かりやすい指標及び明瞭かつ客観的な目標の設定並びに事業効果の把握及び算定手法の確立を図るための取組を促すような評価を行うべきである。

【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】

- ・ リスクマネー供給による支援プロジェクトの管理については、貴委員会の評価結果をみると、本法人と支援対象会社等との契約上の守秘の関係から、貴委員会には個々のプロジェクトに係る詳細なデータが提供されておらず、主として体制面からの評価にとどまっている。

本法人においては、平成24年4月に金融資産課を新設し、金融資産棚卸及び取引先企業分析等による組織全体のリスクマネー資産管理に取り組みはじめたところであり、また、国の資源確保戦略への対応から、今後、石油・天然ガス及び金属部門の出融資・債務保証残高の増加等が見込まれる状況にある。

今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきである。

【中小企業基盤整備機構】

- ・ 経営環境の変化への対応の円滑化について、貴委員会の評価結果をみると、「東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは高く評価すべきものである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる」等としてAA評定（法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現）としている。

しかしながら、評価結果において、以下のような状況がみられた。

- ① 中小企業倒産防止共済事業については、目標値と実績値の乖離が大きく、かつ3年にわたり本法人による加入促進が行われているにもかかわらず、目標値を引き

上げる等、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。

- ② 小規模企業共済事業については、平成23年度の目標値が引き上げられ、また、22年度の目標値と実績値の乖離は2倍以内ではあるものの、中小企業倒産防止共済事業同様に、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。

今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果 についての意見

【日本貿易保険】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 23 年 12 月 9 日付け政委第 27 号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 34 条第 3 項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。